（三）法第79条第3項の規定が適用されることとなる者に関する事項

建築施設の部分を与えられない者		施設建築物の一部について賃借権を与えられない者		施設建築物の一部について配偶者居住権を与えられない者		建築施設の部分を与えられない者の宅地（指定宅地を除く。）、借地権若しくは建築物又は施設建築物の一部について借家権を与えられない者の借家権の目的となつている施行地区内の土地（指定宅地を除く。）に存する建築物										宅地（指定宅地を除く。）、借地権、建築物又は借家権の価額				
						宅地			借地権		建築物									
氏名又は名称	住所	氏名又は名称	住所	氏名	住所	所在及び地番	地目	地積	借地権の目的となつている宅地の所在及び地番	借地権の目的となつている宅地の面積	所在	家屋番号	用途	構造の概要	延べ面積	宅地の価額	借地権の価額	建築物の価額	借家権の価額	計

1　法第91条第１項の補償金（利息相当額を含む。）の支払い期日及び支払い方法

㈣・㈤　（略）

㈥ 施行者の取得する建築施設の部分及び施行者の取得する施設建築物の一部について借家権を与えられることとなる者に関する事項

| 施設建築物の一部 | | | | | | | | | | | 施設建築敷地又はその共有持分 | | 施設建築物の一部について借家権を与えられることとなる者 | | 施設建築物の一部について配偶者居住権を与えられることとなる者 | | | 標準家賃の概算額 | 家賃以外の借家条件の概要 | 管理処分の方法 | | | | |
|---|
| 専用部分 | | | | | | | 共用部分の共有持分 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 棟 | 階 | 番号 | 床面積 | 用途 | 明細 | 廊下 | 階段 | 昇降機 | その他 | 施設建築敷地の区域 | 共有持分 | 氏名又は名称 | 住所 | 氏名 | 住所 | 配偶者居住権の存続期間 | | | 譲渡し、又は賃貸の別 | 譲受け人又は賃借り人の決定方法 | その他 | 備考 |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

㈦～（十四）　（略）

備考　（略）

（三）法第79条第3項の規定が適用されることとなる者に関する事項

建築施設の部分を与えられない者		施設建築物の一部について借家権を与えられない者		建築施設の部分を与えられない者の宅地（指定宅地を除く。）、借地権若しくは建築物又は施設建築物の一部について借家権を与えられない者の借家権の目的となつている施行地区内の土地（指定宅地を除く。）に存する建築物										宅地（指定宅地を除く。）、借地権、建築物又は借家権の価額						
				宅地			借地権		建築物											
氏名又は名称	住所	氏名又は名称	住所	所在及び地番	地目	地積	借地権の目的となつている宅地の所在及び地番	借地権の目的となつている宅地の面積	所在	家屋番号	用途	構造の概要	延べ面積	宅地の価額	借地権の価額	建築物の価額	借家権の価額	計		

1　法第91条第１項の補償金（利息相当額を含む。）の支払い期日及び支払い方法

㈣・㈤　（略）

㈥ 施行者の取得する建築施設の部分及び施行者の取得する施設建築物の一部について借家権を与えられることとなる者に関する事項

| 施設建築物の一部 | | | | | | | | | | | 施設建築敷地又はその共有持分 | | 施設建築物の一部について、借家権を与えられることとなる者 | | 標準家賃の概算額 | 家賃以外の借家条件の概要 | 管理処分の方法 | | | | |
|---|
| 専用部分 | | | | | | 共用部分の共有持分 | | | | | | | | | | | | | | |
| 棟 | 階 | 番号 | 床面積 | 用途 | 明細 | 廊下 | 階段 | 昇降機 | その他 | 施設建築敷地の区域 | 共有持分 | 氏名又は名称 | 住所 | | | 譲渡し、又は賃貸の別 | 譲受け人又は賃借り人の決定方法 | その他 | 備考 | |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

㈦～（十四）　（略）

備考　（略）